住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の実施に係る所有者・転貸人確認書住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を実施する住宅について以下のとおり管理等することを確認します。１　定義

本確認書における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

* 1. 事業実施者　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）に定められた登録を行う者であり、かつ、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（以下「本事業」という。）の応募・交付申請及び完了実績報告を行い、補助金の交付を受ける者をいう。
	2. 専用住宅　法に定める住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録主体に登録し、本事業の補助対象となる改修工事を実施する住戸をいう。
	3. 専用住宅所有者　事業を実施する専用住宅の所有者をいう。
	4. 専用住宅転貸人　専用住宅の所有者と専用住宅を転貸することを目的に賃貸借契約を締結し、専用住宅に入居する者と賃貸借契約を締結する者をいう。
1. 専用住宅転貸人による管理

専用住宅転貸人は、専用住宅の管理にあたり次の各号のとおりとすること

* 1. 事業後の賃借人は、法律に定められた住宅確保要配慮者専用の住宅として登録されるものであり、本事業の交付申請要領（以下「要領」という。）の事業の要件に定められた入居者（世帯）とすること。
	2. 専用住宅について賃貸住宅としての管理の期間（以下「事業管理期間」という。）を 10 年以上とすること。
	3. 管理期間中は、専用住宅を要領に定める補助対象となる要件（以下「補助要件」という。）に適合させること。
	4. 専用住宅について、原状回復義務に関する事項が適切に定められている契約を、書面により入居者と締結すること。
1. 報告

事業実施者は、専用住宅の報告にあたり次の各号のとおりとすること

* 1. 事業実施者が、専用住宅の管理状況について、国、地方公共団体、または住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業交付事務局（以下「交付事務局」という。）から報告または情報提供を求められた場合は、専用住宅所有者または専用住宅転貸人は、事業実施者からの求めに応じて、遅滞なく報告すること。また、提供した情報について国、地方公共団体、または交付事務局が公開することについて了承すること。
	2. 事業後、専用住宅について完了実績報告で報告した内容に変更があった場合は、専用住宅所有者または専用住宅転貸人は、遅滞なく当該情報の変更を事業実施者に報告し、報告を受けた事業実施者は延滞なく登録主体及び交付事務局に報告すること。
	3. 調査への協力

事業実施者が、国、地方公共団体、または交付事務局から専用住宅の実施状況、管理状況、専用住宅所有者及び専用住宅転貸人について確認するために現地調査を含めた調査への協力を依頼された場合は、事業実施者は遅滞なく調査へ協力すること。

1. 専用住宅の譲渡

専用住宅の譲渡にあたり専用住宅所有者及び専用住宅転貸人は次の各号のとおりとすること。

* 1. 専用住宅所有者は、専用住宅を譲渡する場合（賃貸権を譲渡する場合も含む。）、遅滞なくその旨を事業実施者に通知するとともに、当該譲渡を受けようとする者（以下「専用住宅譲受人」という。）に対し、事業管理期間中は2、３、５に規定する事項について遵守する旨を規定する確認書を専用住宅譲受人並びに事業実施者の３者で取り交わすこと。
	2. 専用住宅所有者は、専用住宅について、当確認書を取り交わした専用住宅転貸人以外の者と転貸することを目的に賃貸借契約を締結する場合は、当該転貸をしようとする者と新たに「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の実施に係る所有者・転貸人確認書」を取り交わすこと。
1. 補助金の返還

補助金の返還については次の各号のとおりとすること。

* 1. 事業実施者は、本事業による補助金の交付手続において交付事務局に提出した書類に虚偽の内容を記載した場合その他本事業に係る要領に規定する事業要件に該当しないことが明らかとなった場合で、国または交付事務局から補助金の返還等の措置を求められた場合は、速やかに補助金の返還等の措置を行わなければならない。

* 1. 事業実施者が補助金の返還等の措置を行うことができなくなった場合は、専用住宅所有者が事業実施者または専用住宅転貸人に付与する補助事業の一切の内容、責任を承継すること。

確認書確認日：令和 年 月 日専用住宅所有者名：専用住宅転貸人名：